

入札説明書

「高槻市立総合市民交流センター(クロスパル高槻)照明設備LED改修」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年5月30日(金)

2 契約担当課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市市民生活環境部 文化スポーツ振興課

電話 072-674-7649 電子メール: bunkasp-82@city.takatsuki.osaka.jp

3 入札に付する事項

- (1) 件 名 高槻市立総合市民交流センター(クロスパル高槻)照明設備LED改修
- (2) 履行場所 高槻市紺屋町1番2号
- (3) 履行期間 令和7年契約日から令和8年2月28日まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められる者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。(ただし、必要書類が提出されていること。また、令和7年度新規登録業者でないこと。)
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。
(ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。)
- (5) 市内業者(高槻市内に本店を有する者)で、本市入札参加資格者名簿の「第1希望で電気工事」に登録されていること。
- (6) 特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること。

※特定営業所技術者は配置できない。

※建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする。

5 入札参加資格確認申請書類(提出書類)

- (1) 本一般競争入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため下記要領に従い必要書類(以下、申請書等という。)を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ② 制限付一般競争入札参加資格チェックリスト(様式2)

イ 提出期限

令和7年6月20日(金)まで

受付時間:午前9時から午後5時まで(ただし、土曜・日曜・祝日を除く)

郵送する場合は、同日同時刻までに必着(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮

しない。)

ウ 提出方法

文化スポーツ振興課に持参、または一般書留・簡易書留による郵送すること。

エ 提出先(郵送の場合)

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

文化スポーツ振興課 宛

また、封筒の表面に、申請する件名及び制限付一般競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記して郵送方法すること。

(2) (1) アの①、②の様式は高槻市ホームページからダウンロードすること。

(3) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請の結果については、令和7年6月27日(金)までに各申請者へ書面にて通知する。また、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付した書面により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認通知後本市から指名停止の措置を受ける等入札参加資格がないと認められる者は、当該確認結果を取り消す。

(3) 申し込み受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札参加可否及び入札手続きに必要な次の書類を郵送する。令和7年7月4日(金)までに書類が到着しない場合は、高槻市市民生活環境部文化スポーツ振興課までご連絡ください。

・入札書用指定封筒

・開札立会人通知書 ※

※入札参加資格承認者のうち、高槻市が開札立会人として選出した者のみ。

7 入札説明会

入札説明会を行わない。

8 質問受付

(1) 仕様書等への質問は2の契約担当課にて受け付ける。電話又は口頭による受付は行わず、電子メールにより質問書(様式自由)を提出し、送信後に必ず受信を確認すること。

(2) 質問受付期間:令和7年5月30日(金)から令和7年6月20日(金)午後3時まで。

(3) 質問の回答:すべての回答を回答書にまとめ、入札参加資格者全員に令和7年6月27日(金)までに電子メールにて回答する。

9 入札書提出方法

(1) 入札は郵便入札方式とする。入札方法については、入札参加資格の審査を合格したものに対して高槻市から送付する入札書用指定封筒を用い、一般書留または簡易書留で郵送すること。詳細は「郵便入札(修繕)の手引き」を参照すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

- (3) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書にホッチキス留めをして提出すること。
積算内訳は、積算内訳書(指定様式)に記入のこと。
- (4) 入札者は、提出済みの入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札金額については、一切の諸経費を含む総価とする。

10 辞退

入札不参加の場合は、前もって担当者へ連絡の上、入札日までに本市指定様式の辞退届を提出すること。

11 入札保証金

高槻市財務規則第99条第3項の規定により入札保証金を免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額(総額)の100分の3に相当する額以上を徴収する。

12 契約保証金

契約保証金は、落札金額の100分の5に相当する額以上とする。ただし、高槻市財務規則第117条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 開札

開札立会人通知書を受理したものは、入札にお立ち会ください。また、入札者等関係者は、開札に立ち会うことができる。

日時: 令和7年7月18日(金) 16時から

場所: 高槻市役所本館 4階 入札室

14 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の一般競争入札参加確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。
- (3) 入札書用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの。
- (4) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。
- (5) 入札書郵送用指定封筒に差出人名等が記載されていないもの。
- (6) 入札書郵送用指定封筒記載の差出人名と同封された入札書の入札者名が相違するもの。
- (7) 入札価格の積算内訳書の提出がないもの。
- (8) 入札書用指定封筒を一般書留または簡易書留以外の方法で郵送されたもの。
- (9) 入札参加資格を確認されたものであっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。
- (10) 指定された様式以外のものを使用した入札。
- (11) 入札金額の前に「¥」マークの記載のない入札。
- (12) 「入札書」に記名又は押印のない入札。
- (13) 「入札書」に押印した印鑑が「使用印鑑届」で届けている印鑑と異なる入札。
- (14) 鉛筆、消せるボールペン等、訂正の容易な筆記用具により記入された入札。(黒または青

のボールペンにより記入してください)

- (15) 金額の訂正された入札。(金額の訂正は一切できません。書き損じた場合は必ず新しい入札書を請求して記載してください)

15 落札者の決定

開札の結果、予定価格以下で最も低い入札額を入れた者を落札者として決定する。なお、最低入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。

16 添付資料

- (1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 制限付一般競争入札参加資格チェックリスト(様式2)
- (3) 入札要綱書
- (4) 郵便入札(修繕)の手引き
- (5) 入札書
- (6) 積算内訳書
- (7) 入札辞退届
- (8) 修繕仕様書

17 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、高槻市財務規則、入札要綱書、その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

18 注意事項

入札は郵便入札方式です。なお、入札書到着期限までに到着しない入札は無効となりますので、余裕をもって発送してください。